

## やさしい原発事故損害賠償申出書の 使い方はこちらです☆

### 1、 封筒のあて先

- ・ 申出書の入る大きめの封筒を用意しましょう（角3）。
- ・ 手元に必ずコピーを残しましょう。
- ・ 費用は無料です。
- ・ あて先はこちらです。

<東京>

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI 新橋ビル3階  
原子力損害賠償紛争解決センター 受付担当

<郡山>

〒

### 2、 申立とその後の流れ

- ① 申出書を、郵送します。
- ② 紛争センターから、連絡（手紙等）がきます。
- ③ 紛争センターが、あなたの主張と東京電力の両方のお話を聞きます。
- ④ あなたの主張と東京電力の主張が合意した場合には、和解書を作成してくれます。（その後は、和解書の内容に沿って、東京電力からの振込があります）。
- ⑤ もしも、あなたの主張と東京電力の主張が合わない場合には、紛争解決センターが専門家の立場から「仲介案」を作成してくれます。
- ⑥ 上記「仲介案」で、あなたと東京電力が合意した場合には、和解が成立し、その後、和解書の内容に沿って、東京電力からの振込が始まります。
- ⑦ 紛争解決センター作成の「仲介案」について、あなたがその内容について不満の場合、または東京電力が合意しない場合には、和解が成立せず、あなたは、裁判所に東京電力を相手方とする訴訟を起こすことができます。

### 3、 弁護士の頼み方

全国各地の弁護士会においては、震災無料法律相談を行なっています。まずは、弁護士による無料の相談や説明を受けて納得できた場合にご依頼下さい。（お近くの相談先・依頼先については裏面をご覧ください。）

## 原発被害救済弁護団(埼玉)について

福島原発事故により、主に埼玉県内に避難している方々が被った被害について、東京電力株式会社に対して損害の完全賠償を要求し、その実現をめざします。

ご相談は無料ですので、まずは弁護団にお電話下さい。

### 弁護団への連絡先

TEL048-642-3883 (平日9:00~17:00)

FAX048-643-5793

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地あじせんビル4階・6階

埼玉中央法律事務所 内

弁護団ホームページ <http://genpatsu.bengodan.jp/>

### \*費用について

東京電力に対する直接請求による交渉、紛争解決センターにおける交渉については、

①着手金は無料です。

(※裁判案件については別途費用が発生することがありますが、必要とされる弁護士費用の見積書をお示した上で、裁判手続きまで進むか否かを相談させていただき、委任契約書を作成します。)

②委任の実費

委任時に1万円をお預かりし、事後に実額清算となります。

③事件終了時の報酬

・紛争解決センターによる解決 支払額の5%

・裁判による解決 委任契約書によって算出される金額  
(いずれも消費税別)